四　信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五　派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六　証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ　契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ　証券化取引に関する会計方針

ヘ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ト　内部評価方式を使用している場合には、その概要

七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

⑴　当該手法の概要

⑵　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九　信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

⑴　当該手法の概要

⑵　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第十八条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。第四条第二項第十号において同じ。）

九　金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第十号、第四条第二項第十一号及び同条第三項第十一号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　商工組合中央金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十　貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

⑴　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

⑵　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による商工組合中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー